

1950年代の教育委員会制度再編過程における教育委員会関係団体の構想と行動

—全教委・全地教委の活動を中心に—

The School Boards Associations' Concepts and Activities around the Reorganization
of the Board of Education System during 1950s
- Focusing on two major organizations -藤田 祐介*
FUJITA Yusuke

Abstract

The purpose of this paper is to consider the concepts and activities of School Boards Association over the reorganization of the Board of Education System that participated in the legislative process which led to enactment of Law concerning the Organization and Operations of Local Educational Administration (Chi-kyo-gyo-ho). This paper focuses on the Prefectural School Boards Association (Zen-kyo-i) and the Local School Boards Association (Zen-chi-kyo-i).

So far, a great deal of attention has been paid to the confrontation between Ministry of Education and Japan Teachers' Union in the studies on reorganization process of the Board of Education System that ended with enactment of Chi-kyo-gyo-ho. Few considerations have been taken into other actors. This paper, therefore, takes up School Boards' Associations mentioned above and makes clear their concept and activities.

It was Zen-kyo-i and Zen-chi-kyo-i that actively petitioned the government in order to show a strenuous commitment to make their desires come true with regards to the Board of Education System. Their activities were well planned and systematic as pressure groups acting in the policy process. There were two primary factors which stimulated the activities of School Boards' Associations. One was the fact that school boards were established in every local municipality, and the other was the pro-con argument for the Board of Education System, which became activated after the Report of the Local System Investigation Council was submitted.

At first, there was a serious dissention between Zen-chi-kyo-i and Zen-kyo-i over the issue whether school boards ought to be established in every local municipality. However, the two organizations gradually changed their stance. Zen-chi-kyo-i, which had refused retaining local school boards, began to take a position to support local school boards. And Zen-kyo-i, which was in partnership with the Japan Liberal Party on the issue of establishing school boards in every local community, broke away from the Party because the Party gradually became less enthusiastic about advocating local school boards. Thus the two organizations formed a "united front" to realize the common goal of maintaining the existing school board system.

In spite of their mutual cooperation by forming a united front, the Chi-kyo-gyo-ho passed and the goal of maintaining the existing school board system was not realized, which means their concept and activities worked in vain. But they managed to retain the local school board system itself. That might mean a mark of success for them.

* 研究協力者・日本学術振興会特別研究員

1. はじめに（本稿の目的と課題）

本稿の目的は、教育委員会（以下、教委と略）制度発足からその大幅な改編が行われた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、地教行法と略）制定に至るまでの、教委制度をめぐる教育委員会関係団体の構想と行動について、全国都道府県教育委員会委員協議会（以下、適宜、全教委と略）及び全国地方教育委員会連絡協議会（以下、適宜、全地教委と略）の活動に焦点を当てながら検討することである。

周知のように、1948（昭和23）年の「教育委員会法」の制定によって教委制度が発足したが、この教委制度については発足当初から、設置単位や委員の選任方法、財政権限の所在、あるいは制度それ自体の存廃をめぐる論議が展開された。このような論議は、1952（昭和27）年の市町村教委全面設置を契機に活発化し、政府、文部省、地方六団体、教育委員会関係団体（以下、教委団体）、教員組合（日教組）等があらゆる場において教委制度の改正構想を打ち出し、相互に対立や妥協を繰り返すことになった。そしてこのような経緯を経て、1956（昭和31）年に地教行法が制定され、教委制度は大きく改編された。教委制度の発足から全面設置を経て、地教行法の成立に至る一連の経緯や種々の論議については、すでに多くの先行研究¹において言及されている。

けれども、教委制度及び地教行法に関するこれまでの研究は、教委制度の再編過程を文部省（保守政党）と日教組の二項対立的図式で分析する傾向が顕著であったこともあり²、検討対象となるアクターが自ずと限定されるきらいがあった。すなわち、この時期において、文部省や保守政党、日教組以外の諸アクターが教委制度をめぐるいかなる構想を打ち出し、どのような行動をとったのかについては断片的に言及されてはいるものの、その具体的な検討はほとんどなされていないのである。したがって、個々のアクターの構想や行動がいかなる意味をもっていたのか、それらが政策形成にどのような影響を与え、いかなる役割を果たし得たのかといった点については未だ十分に解明されているわけではない。

筆者はこのような問題意識から、別稿において自治体関係者の全国的団体である地方六団体、とりわけ圧力団体としての機能を多分に発揮した全国町村会（以下、町村会と略）に注目し、その教委制度再編をめぐる構想と行動を詳細に検討した³。そこでは、地方六団体の内部に多様な教委制度再編構想が存在していたことを明らかにし、地教行法は教委制度自体の廃止をめざした地方六団体と教委制度を存置して所管事項の維持拡大の余地を残そうとした文部省の双方の「妥協」によって成立したという見方を示した。

だが、資料的な制約もあって、別の「圧力団体」⁴である教委団体の動向については具体的に検討し得ておらず、それが課題として残されたままである。この時期に、自らの存立基盤である教委制度をめぐる教委団体がいかなる構想を持ち、どのような行動をとってきたのか。この点を詳細に検討することによって、教委制度の再編に利益団体⁵としての教委団体が果たした役割を解明するための、そして地教行法制定の意味を歴史的な観点から考察するための手がかりを得ることができると思われる。本稿の意義はこの点にある。

この時期の教委制度をめぐる教委団体の動向については、先に言及した先行研究では断片的にしき明らかにされていないが⁶、注目すべき研究として荻原克男の研究⁷がある。荻原の研究は、「教育行政秩序の変容」という視角から、地教行法制定前後において教委団体の人的構成や組織の性格がどのように変化したのかを明らかにし、「政治性」を有していた教委団体（全教委・全地教委）が地教行法を契機として「脱政治化」したとの見方を提示している。また、勤務評定の実施過程を

事例として、教育長団体が文部省の施策を地方に媒介する役割を果たしたことも明らかにされている。

だが、荻原の研究ではその「政治性」を有していた教委団体が、教委制度発足以後、教委制度をめぐって具体的にいかなる構想をもち、どのような行動をとってきたのかという点については十分な検討が加えられていない。そこで本稿では、この点を詳細に検討することを課題とする。なお、全教委と全地教委という二つの団体に焦点を当てるのは、これらが教委制度をめぐって特に活発な活動を展開した団体として注目できるという理由による⁸。検討にあたっては、主に、全教委（及びその前身の全教委連）が発行した議事録等の文書類及び機関誌『教育情報』⁹と、全地教委の後身である全国地方教育委員会連合会が刊行した『地方教育委員会の歩み』¹⁰に依拠する。その理由は、全教委関係の資料が教委団体の活動を教委団体自身が記録した貴重な「一次史料」であるにもかかわらず、これまでの研究で十分活用されることがなかったため、これを詳細に検討することが重要だと考えたからである。また、資料の引用にあたっては、固有名詞以外の旧字体は新字体に修正し、明らかな誤字は訂正した。〔 〕は筆者による補注である。

2. 市町村教委全面設置に至るまでの展開

（1）教委団体の誕生

全国レベルの教委団体が初めて誕生したのは、1949（昭和24）年のことである。教委制度が発足してから約半年後の同年2月に、まず、「都道府県教育長協議会」（幹事長：宇佐美毅東京都教育長。以下、教育長協議会と略）が結成された¹¹。また、3月には、「全国都市教育長ならびに指導部課長協議会」（会長：小山清連浦和市教育長。以下、都市教育長協議会と略）が結成されている¹²。これら2つの教育長団体が設立された後、同年10月には、教育委員団体である「全国教育委員会委員連絡協議会」（会長：山崎匡輔東京都教育委員長。以下、全教委連¹³と略）が結成された。教育長団体の結成当時の具体的活動については現段階において不明であるが、全教委連については、いくつか記録が残されている¹⁴。

全教委連が発足した直接的な理由は、戦後の混乱期で国の教育財政が危機的状況にあることから、文教予算の確保等を目指して組織的に活動する必要があったからである。1949（昭和24）年5月12日に、まず、全国の都道府県及び市町村の教委の代表者90名が横浜市に参集して会議を開催し、六・三制の完遂等についての陳情活動をおこなった¹⁵。そして、9月と10月に全国組織の結成準備会が開催された後、同会が正式に発足した。後述するように、全教委連ではその後組織内で対立が生じ、1951（昭和26）年6月に組織が分裂して新たな団体の結成に至る。教委制度をめぐる論議を活発化し、積極的な行動を展開していくのはこの新たな団体の方であり、教委制度をめぐる全教委連の活動は総じて活発なものとはいえない。全教委連の中心活動内容は、むしろ、教育財政の確立を目指す観点から、平衡交付金の増額や六・三制に伴う学校建築予算の確保等を陳情することであった。

教委制度をめぐる全教委連の活動として注目しておきたいのは、団体内部に設置された「中央教育財政研究会」での「研究」である。同研究会が設置されたのは、「教育委員会制度協議会」¹⁶において教委制度の検討が行われていることから、教委団体としても独自に研究する必要があるためであった。1951（昭和26）年4月18日に開催された会合では、各地区別ブロック代表者が市町村教委の設置をめぐって発言を行ったが¹⁷、その見解は、市町村教委の設置を「任意設置」もしくは「不

設置」とするものが大半であった。これは、会合に出席した委員の構成が都道府県から21名、市町村を代表する委員はわずかに2名であったという事情による。地区別ブロックを代表する都道府県委員とは別に発言した伊丹市の騰委員は、自らの教委について、「機構とかその他の外、内部の形式もととのい大なる結果をあげている」と発言し、市町村教委を擁護する姿勢を見せた。また、大阪市の村瀬委員は「地方分権の建前からは地方委員会は置かなければならない。学区制によるか、教育委員会制度によるかは日本の教育という立場から両者ともに併せて研究しなければならない。特に府と県との間において権限問題についての疑問があり地方委員会の希望も十分きいてもらいたい」と述べ、市町村教委の必置を主張した¹⁸。

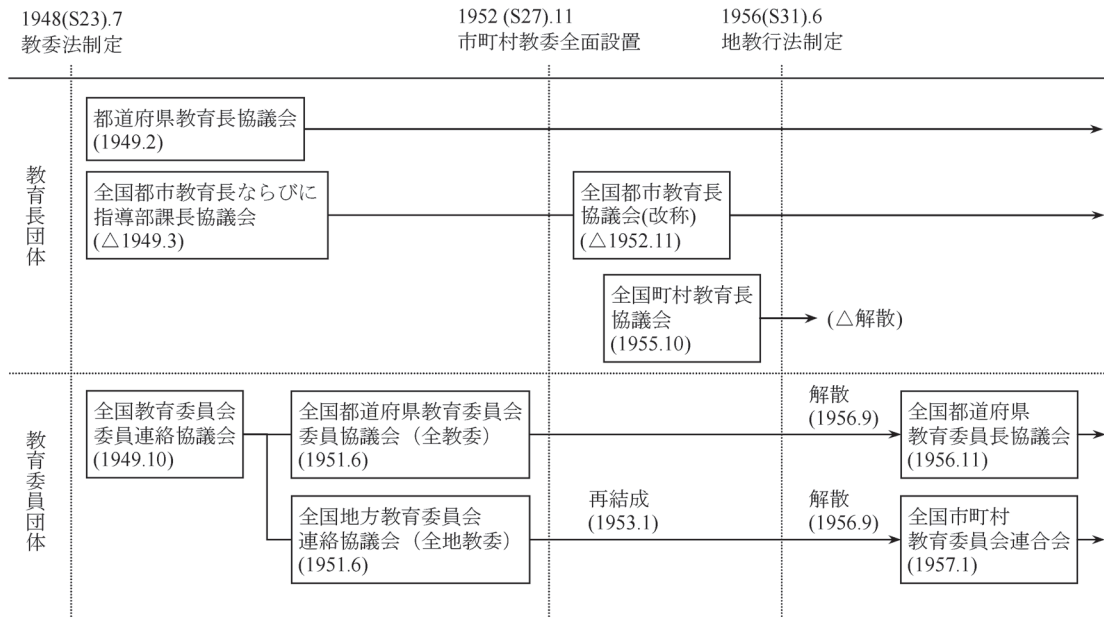
そして、市町村の委員と都道府県の委員のこのような見解の対立は、同年6月に入って決定的なものとなっていく。まず、14日には、全国62の市町村が全教委連の傘下組織として「全国地方教育委員会連絡協議会（全地教委）」（高田三郎幹事長：横浜市）を結成し、事務局を横浜市教委に設置した。全地教委は市町村教委の設置単位について、「教委制度の本旨により地方教育委員会は市においては昭和27年までに必置することとし、町村においては適当な単位を設定し、なるべく早い機会に設置するものとする。ただし、既設の地方教育委員会は存続されるものとする」という声明を決議している¹⁹。そして、その翌日、全教委連は「都道府県と市町村に完全に分裂」という状況に至った。当日、全教委連の見解として示された教委制度改正に関する「要望」のうち、設置単位については、「地方教育委員会は行政的にも財政的にも無理を生じない適正な規模の場合は任意設置することができる」とされ、都道府県委員の主張が多分に反映されたものとなっている。また、この「要望」では教育委員の選任は「公選とする」とされていた²⁰。16日には全地教委が臨時総会において正式に全教委連からの独立脱退を表明し、ここに都道府県委員のみで構成される「全国都道府県教育委員会委員協議会（全教委）」と市町村委員から構成される全地教委の2つの団体が新たに誕生することになったのである。

ところで、教育長団体である教育長協議会は、1951（昭和26）年8月21日に教育委員会制度協議会及び文部大臣に対し、次のような教委制度改正意見をまとめている²¹（下線部筆者、以下同様）。

- (1) 地方教委は、都道府県教委と協議の上、設置又は廃止しうるものとし、小・中学校に関する事務のうち人事給与は都道府県が行うものとする。
- (2) 都道府県教委に地方教委に対する連絡調整及び補完的機能を持たせるよう措置を講じること。
- (3) 地方公共団体の長に、教育委員会送付の歳出予算見積書を速やかに予算化して間近の議会に提出せしめる措置を規定すること。

市町村教委を「廃止しうる」と言明していることからわかるように、教育長協議会の見解は全教委のそれと同様、市町村教委の存置に否定的なものであった。この当時存在した教委団体のうち、都市教育長協議会の見解は現段階では不明であるが、その他3つの教委団体（教育長協議会、全教委、全地教委）の見解を検討すると、そこには市町村レベルの団体と都道府県レベルの団体の対立構図を見て取ることができる。そしてこのような、教委制度、とりわけ市町村教委の設置単位をめぐる団体相互の対立がその後の教委団体の行動を方向付けることになるのである。

図：教委団体の変遷



* 図は複数の資料を基に筆者が作成した²²。図中の△は推定。

(2) 全面設置をめぐる全教委・全地教委の動き—教委団体の対立—

教委の設置単位をめぐる対立した全教委と全地教委は、その後、それぞれ独自に教委制度についての検討を継続的に重ねていった。例えば全教委では、教育委員の選任方法に関する論議を度々行っている。定期総会での討議はもちろん、各政党（自由党、国民民主党、日本社会党等）の議員に選任方法についての党の見解を表明し、質疑に応じてもらうようなことも行っている²³。また、全地教委は「地教委設置単位の研究と設置促進」を「当面措置すべき重要課題」と位置付け、「常任対策委員」を設置して、市町村教委の必置²⁴を目指す運動を展開した²⁵。

1952（昭和27）年に入ると、全教委と全地教委はいずれも教委制度をめぐる論議にそれまで以上に関心を寄せるようになる。これまでに述べたように、全教委と全地教委は設置単位をめぐる激しく対立してきたが、市町村教委の行方を左右する一つの法案をめぐる、この対立が一層深まることになった。その法案とは、「教育委員会法等の一部を改正する法律案」及び「教育委員会の委員の選挙の期日等の臨時特例に関する法律案」（以下、教委法一部改正案と略）である。この法案は、1952（昭和27年）10月に全国一斉に行うとされていた市町村教育委員の選挙をさらに一年延期するというものであった。文部省は同年4月、教委の設置単位や委員の選任方法などをめぐる論議に結論が出ていなかったため、市町村教委の全面設置を一年延期する方針を決定し、翌月、第13回国会にこの法案を提出する²⁶。この法案は5月7日に参議院を通過したものの、7月4日に衆議院文部委員会で自由党が否決し、8月28日の衆議院解散（抜き打ち解散）によって審議未了となり、全面設置が確定した。

全面設置が確定するまでには、この法案に賛意を示し、全面設置の延期を凶ろうとする全教委と、法案に反対して規定どおり全面設置をめざす全地教委が対立し、両者が以下に述べるような活動を繰り広げた。なお、都道府県教育長協議会も「さらに時日をかき検討を加える必要がある」として市町村教委設置の一年延期を要望し、全教委同様、全面設置に反対している²⁷。教委団体ではないが、日教組や地方六団体も全面設置には反対しており、このことからすれば、全地教委は、関係団

体の中では、全面設置に賛成した「希少な」存在であったということになる。

まず、全教委の対応から見ておこう。全教委は1952（昭和27）年6月18日に、公選制の堅持と市町村教委の任意設置を謳い、教委法一部改正案の速やかな議会通過を要望する「教育委員会法の一部改正に関する声明書」を議決する²⁸。同月30日にも同趣旨の決議を行い、7月に入ると、各都道府県教委宛に、法案通過のための運動を呼びかける通知を立て続けに出している。例えば、幹事長である八木沢善次の名で出された「教育委員会法等一部改正案について」と題する7月7日付けの通知には、「各都道府県出身自由党議員に対しこの方面（法案の通過一筆者註）に賛成せられるよう懇請方を町村長及び有力者に依頼せられるよう」との記述が見られ²⁹、全面設置を目指して法案通過に反対した自由党の議員への説得を試みていたことがうかがえる。また、7月26日の全教委総会で決定した「教委法一部改正案に対する運動について」と題する文書には、その具体的方法が次のように記述されている³⁰。

一、地方の意志を強かに中央（関係閣僚、文部委員、自由党三役及び関係議員）に反映させること。

町村代表、P. T. A. 代表、其他必要な団体は、中央に対し町村は「義務設置することは絶対反対である」旨電報其他に依り至急手配をする。

二、各出身議員に対し出身議員が、地方の意志に同意する迄運動を継続すること。

町村長、町村議会、P. T. A. 代表その他必要な団体又は個人はその都道府県選出議員に対し選出議員が「地方教育委員会の義務設置絶対反対」に同意する迄最後の猛運動を展開するよう手配する。

三、必要に応じ近都道府県の関係者を動員すること。

量的に行動 [を] 起す必要がある場合は近県の教育委員を動員して対処する。

四、対策委員会及び幹事会は重点的に対策行動すること。

この法案の見透のつくまで東京に常駐して重点的に行動 [を] なし対処する。

全教委は法案の通過、すなわち市町村教委の全面設置を一年延期することになぜこれほどまでのエネルギーを注いだのであろうか。その理由は、例えば衆参両議院宛に出されたと思われる次の「意見書」に詳しく示されている³¹。紙幅の関係上、その全ては列挙できないが、内容の一部を引用しておく（番号は筆者）。

- (1)地方分権の理念に基づく地方教育委員会は当然その設置単位に適正規模を求めなければならない。
- (2)右の（上の一筆者註）場合、現行の市町村は余りに零細に過ぎ到底その機能を発揮し得ないものが大半である。
- (3)現に既設にかかる60余の地方教育委員会について当該市町村関係者にその有名無実、煩瑣の故に相当の廃止気運が動いている。
- (4)現在予想されているような過小金額でこれが開設と維持を凶るならばその機構、機能は共に実質を伴わず徒に教育効果の低落を来すのみであって、教育上全く有害無益である。
- (5)全国一万有余の市区町村にそれぞれ5名の教育委員を選出するとして、果たして如何なる教育的識見に富む人材を期待することが出来るであろうか。極めて憂慮に絶えないところである。
- (6)各地方教育委員会に必要とするそれぞれ数万にのぼる専門職員たる教育長、指導主事、社会教育主事等の有資格者は現に九牛の一毛にも達しない。
- (7)市町村単位で、教職員管理を徹底させようとすることは一応形式的に考えられる。併し反面原理的に観て、教師をして従前の無気力、面従腹背の轍を踏ましめ、新教育の輝かしい理念である自主的、主体的人間形成に培

すべき教育者としての最も基本的な資質を失わしめる結果となる虞がある。そして、そのことは究極において祖国の将来を誤らしめる所以となるであろう。

このように、全教委が市町村教委の全面設置に反対した理由は多岐にわたっているが、要するに、市町村教委に行財政的能力・リソースが欠如しているというのが、その主たる理由である。さらに注目しておきたいのは、「(7)」の理由である。なぜここで、市町村教委の設置が教師の「教育者としての最も基本的な資質を失わしめる」と主張されているのか。これについては、全教委の人的構成に関連していると考えられる。先行研究でも指摘されているように、全教委の構成メンバーである都道府県教育委員に占める教員（組合）関係者の比率は極めて高く、しかもそれは都道府県レベルに特有の現象であった³²。対照的に、市町村教育委員に占める教員（組合）関係者の割合はかなり低かった³³。したがって、全面設置をめぐる全教委の見解と行動様式には教員組合（日教組）の意向が多分に反映されていると考えられるのである³⁴。前掲の「意見書」とは別の文書にも「教育の不当なる支配の侵入をまねく」、「狭い地域で委員の選挙を行うときはボスが当選して民意が反映されなくなる恐れがある」、あるいは「教員の勤務行動について目付役になるのが委員会の真の目的ではなく……〔後略〕」といったように、そのことを裏付けるような記述が幾つか散見される³⁵。つまり、全教委が市町村教委の全面設置に躍起になって反対した大きな理由の一つは、市町村教委の設置による教員の統制・監視機能の高まりを警戒したことであった。

一方、全面設置をめぐる全地教委の対応はどのようなものであったのだろうか。全地教委も全面設置をめぐるのは、全教委同様、各方面に陳情活動を精力的に行っている。だが、その活動の方向性は全教委と全く逆であり、教委法一部改正案に反対するものであった。「民主教育の実施のための地教委の設置運動を中央に地方に展開し」³⁶た全地教委が、自らの存立基盤である市町村教委の存置を否定する法案に反対の態度を示したのは当然であり、この対応は、教委の設置単位をめぐる全教委とのそれまでの対立の延長線上にあったと考えてよい。教委法一部改正案が国会で審議されていた当時の状況と全教委の活動の様子については、『地方教育委員会の歩み』に次のように記されている³⁷。

総会につづく総員陳情をはじめ、常駐制をしいて陳情運動の展開に全精力を打ち込んだ。一方、町村長会などの自治六団体の波状通過運動もものすごく、ついに与党議員三、四十名も軟化して意見の調整も困難となり、一致を見るのが遅延して混迷のうちに終始している。日教組の通過攻勢も、これまた猛烈をきわめた。〔中略〕東京本部詰め1か月20日実働も珍しくなかった。

このような精力的な活動が全面設置を推進しようとする与党自由党にどれだけの影響を与えたのかについてはにわかには判断できない。ただ、この法案を通過させようとする地方六団体や日教組の動きを牽制し、自由党を後押しする役割を果たしたことは確かだろう。

ところで、自由党がなぜこれほどまで全面設置に積極的であったかという点にふれておかねばならない。この点については、別に自由党の動きを詳細に検討する必要があるが、いくつかの先行研究³⁸で明らかにされているように、「教員組合対策」がその大きな要因として作用していることは間違いない。その後、1954（昭和29）年6月に「教育公務員特例法の一部を改正する法律」及び「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」（いわゆる「教育二法」）が制定されるという事実からもうかがえるように、日教組の過激な政治活動を警戒し、それを監視

する機能を市町村教委、つまりは全地教委に期待したのである³⁹。市町村教委の設置を積極的に推進するという点で自由党と全地教委は利害を一致させており、その点に、この時点における相互の親近性を見て取ることができるのである⁴⁰。

3. 全面設置から地教行法制定に至るまでの教委団体の動き

(1) 地方制度調査会答申への対応—全教委の戦略転換—

次に、市町村教委全面設置以降の教委団体の動向を検討しよう。全面設置は全教委にとっては好ましくない結果であったが、全地教委にとっては「喜びに絶えない」⁴¹ことであった。全地教委は、全面設置から時期を経ずして組織を新たにし、1953（昭和28）年1月に結成大会を開催している⁴²。そして、新組織となった全地教委は全面設置以降も市町村教委の育成強化をめざす運動を積極的に展開する。例えば、同年2月27日、左派社会党、右派社会党、改進黨の野党三党が「教育委員会法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案」を提出するが、これは、「市町村教委の廃止乃至縮小を意図する」⁴³ものであったため、全地教委は反対陳情を役員総出で行っている⁴⁴。なお、同法案は、3月14日の衆院解散（いわゆるバカヤロー解散）で審議未了となった。また、1953（昭和28）年1月に設置され、7月に答申を出した中央教育審議会の審議経過においては、全地教委の平野忠一（磐田市）理事が意見公述を行ったり、同審議会委員として全地教委のメンバーを選出する要望書を出したりするなどの活動を行っている⁴⁵。

そして、このような全地教委の活動をより積極的なものにした要因の一つに地方制度調査会の答申がある。同調査会は、「現行地方制度に全般的な検討を加える」ことを目的として、1953（昭和28）年8月に設置された内閣総理大臣の諮問機関であり、教委制度についても検討を行った。同調査会は翌年2月から行政・財政部会に分かれて審議を継続し、8月に行政部会において「地方制度調査会において当面答申を要すべき事項—行政部会答申案—」をまとめ、その後10月16日に答申を提出する⁴⁶。答申は市町村教委の廃止、府県・五大市教委の存置、委員任命制の導入、教委の原案送付権の廃止等を謳っており、現行教委制度の維持を運動目標としている全地教委にとって到底受け入れられないものであった。そこで全地教委は「全国民を総動員してこの答申が施策の上にも制度の上にも実現せぬよう阻止運動を展開」⁴⁷したのである。

また全教委も、この答申は府県教委の存置を打ち出しているものの、任命制の導入や教委の原案送付権の廃止を規定していることなどから反対の態度を示した。そして、単に反対の態度を示したにとどまらず、同調査会における論議や答申をめぐってかなり積極的な動きをみせている。たとえば、全教委の八木沢幹事長から各都道府県教委に宛てた「地方制度調査会委員に対する運動依頼」と題する1953（昭和28）年9月25日付の文書では、同調査会の答申が提出されることを見越して、「各都道府県出身地方制度調査会委員及び面識ある委員に9月15日開催の全教委総会に於て決定せられた（決議、及び意見書、情報第53号）を至急運動手配」するよう依頼している⁴⁸。ここで述べられている9月15日の総会では教委制度に関する決議がなされるとともに、「意見書」が取りまとめられた。この「意見書」は、「地方制度調査会における当面答申を要すべき事項に対する全教委意見」と題する文書であり、教委制度については、「他の行政部面に対し特に自主性を保障された体制をもって新設されたのであるから、今、にわかに改変することは軽々に許さるべきではない」として、「直接選挙制の維持」、「原案送付の制度の維持」、「委員の定数の現状維持」の三点を要望している⁴⁹。なお、全教委は10月8日に、この「意見書」とほぼ同内容の「要望書」を同調査会の委

員全員に配布している⁵⁰。

しかし、全教委のこのような努力にもかかわらず、同調査会の答申案は決定事項となる。答申が出された後、全地教委は10月20日に「地方制度調査会の答申に関する対策」を、また、11月24日には全教委の調査研究会がまとめた「地方制度調査会の答申に対する反対意見の要点」を付して要望を決議した⁵¹。このうち、「地方制度調査会の答申に対する反対意見の要点」では同調査会答申に対するこの時点での全教委の見解が明確にされている。その一部を示しておこう。

1. 教育委員会制度の改革案は民主政治の退歩である。

(1)改革案は教育委員会制度を骨抜きにし、国民から行政参加を奪うものである。

〔前略〕答申内容は、五大市を除く地方教育委員会を廃止し、又都道府県及び五大市の委員の公選制を廃止しようとしている。このことは教育行政の民主的運営を否定し、教育委員会制度を全く骨抜きにしてしまうものである。〔後略〕

(2)教育行政は独立の行政機関にして、不当な支配から守られなければならない。〔略〕

(3)教育委員会制度は育成強化すべきである。

教育委員会制度が始まってから5年、とくに全国的に地方教育委員会をおいてから僅か一年であるが、この短年月の間にも相当の成績をあげている。〔中略〕教育委員会制度も一面からは種々の欠点も指摘されるであろう。例えば地方教育委員会相互間の人事の交流の問題とか、地方財政の貧困からくる財政的な問題とかがある。しかしこれらの欠点についてはその部分の調整をはかれば事足るのであって、二・三の欠点によって委員会制度の重要性はいささかも減殺されない。

(4)教育委員会制度は地方自治の総合的運営を害なわない。〔略〕

2. 経費削減のために教育委員会制度を改廃し、或は教職員定数を減少することは教育の破壊である〔略〕。

ここで注目しておきたいことは、地方制度調査会が示した市町村教委の廃止という方針に対して全教委が反対の態度を明確にし、市町村教委について「相当の成績をあげている」とその意義を言明している点である。これまで見てきたように、それまでの全教委の見解は市町村教委の存置に否定的なものであり、そこに市町村教委を擁護する姿勢はほとんど見られなかった。だが、地方制度調査会答申が一つの重要な契機となり、都道府県教委も含めて、教委制度それ自体に大幅な改編がなされるという気運が生じたため、全教委はそれまでの主張を修正し、戦略の転換を図ったという形跡がこの見解に認められるのである。

（2）教委制度改廃動向への対応—制度維持に向けた活動の活発化—

地方制度調査会答申が出た頃から、町村会など地方六団体による教委廃止運動が活発化し、教委制度の改廃問題がそれまで以上に大きな争点となってきた。1953（昭和28）年11月、当時の文相であった大達茂雄は閣議において市町村教委の育成強化を表明するが、翌年8月には地方財政の逼迫を理由として教委制度を見直すことを明らかにしている⁵²。全教委はこの時期、政府や自治庁等の関係者と頻繁に交流を行うなど、教委制度維持に向けた取り組みを本格化させた。全教委の資料には、当時の全教委の活動として、次のような記録が残されている⁵³。

年 月 日	活 動 内 容
1954（昭和29）年 6月9日	幹事会を開催。文部省初等中等教育局の齊藤地方課長を招いて「地方制度改正問題」について文部省の意向を聴取。福田屋旅館において大達文相、田中次官を招いて晚餐を共にしつつ教委制度に関する意見交換。
7月3日	幹事会を開催。自治庁の長野行政課長を招いて「地方自治法改正に就て」話を聴く。
7月13日	幹事会を開催。自治庁鈴木次長から地方制度改正問題について事情を聴取。
8月17日	幹事会・調査研究会合同会議。大達文相を招き、大臣より教委制度に関する所信を聴き、質疑応答を重ねる。
10月14日	幹事会を開催。文部省赤城政務次官を招いて教委制度に関して質疑応答。
11月29日	秋季総会を開催。「教育委員会制度についての決議書」を可決決定。
1955（昭和30）年 1月19日	幹事会を開催。自治庁の小林行政部長を招いて「地方制度改正問題」について懇談。安藤文相を訪問し、教委制度に関する所信を聴く。衆議院地方行政委員専門委員有松昇氏を招いて、「地方行政改革に伴う教委制の問題」について経過を聴き、意見交換。
2月23日	全地教委の役員代表と全教委の役員代表が教委制度をめぐる懇談。

なお、1954（昭和29）年11月29日の総会において採択された決議書には、「公選制度」、「原案送付権」及び「支出命令権」の堅持が明確に打ち出されている⁵⁴。

また、全地教委も市町村教委を育成強化するための運動を積極的に展開した。『地方教育委員会の歩み』には、例えば次のような活動を行った記録がある⁵⁵。

年 月 日	活 動 内 容
1954（昭和29）年 6月5日	風巻会長が地教委育成について、文部次官、局長、課長、衆参文部委員、専門委員と協議。
10月9日	会長及び常任理事が山本大蔵次官、鳩山主計官、塚田長官、鈴木自治庁次長、各政党政調会、政策審会に地教委問題および文教予算に関する要望書を手交し陳情。
10月15日	地教委育成及び文教予算に関し大達文相、赤城次官、田中次官、緒方初中局長、近藤管理局長、田中施設助成課長に面接、要望書を手交し陳情。
12月3日	会長が全国市長会事務局長と会談。
12月11日	会長と沢田事務局長が大達文相と会見。会長、事務局長、常任理事が参議院文部委員長と会談、緑風会に陳情。
12月22日	会長、事務局長、常任理事が各政党政調、政審、委員長に地教委改正阻止を陳情。
1955（昭和30）年 1月23日	定期総会を開催。宣言、決議を発表し、教委制の公選、原案送付権、人事権支出命令権の堅持を期す。
4月2日	地教委役員が松村文相と会見、地教委存続を陳情。

一方、この時期の教育長団体の動きであるが、教育長協議会は、1954（昭和29）年10月15日と16日に定期総会を開催し、市町村立学校教職員の任免等について都道府県教委の責任、権限の明確化を図ることや「予算、条例の原案送付権及び予算執行権について、教育の自主性確保のため、現行法令（教委法―筆者註）の精神を堅持すること」を要望している。その要望の内容は「おおむね府県教委の強化を志向するもの」⁵⁶であった。また、都市教育長協議会は、1955（昭和30）年6月4日から7日まで定期総会を開催し、教委制度の改廃を批判して、現行制度の育成・強化を要望する決議を行っている⁵⁷。報道によれば、それは「異常なほどの熱の入れかたを示した」⁵⁸ものであったという。

さらに、この時期に教委団体がこぞって反対した法案に「地方財政再建促進特別措置法案」と

「地方自治法の一部を改正する法律案」がある。前者は、地方財政の赤字対策として出された法案であり、1955（昭和30）年6月2日に国会に提出され、同月30日に時間切れで継続審査となったものの、12月16日に成立した。後者は、同年5月31日に閣議決定され、6月15日に国会に提出されたものの審議未了となり、最終的には翌1956（昭和31）年6月3日、地教行法の成立した翌日に成立している。これらの法案はいずれも教委が有する権限に制約を加えようとするものであったため⁵⁹、教委団体の批判的となった。全教委は、1955（昭和30）年5月17日に第14回総会を開催し、これらの法案をめぐる論議を重ねた上で、「声明書」を可決した⁶⁰。この「声明書」や別に作成された資料⁶¹には、予算原案送付権の適用停止など、教委の権限を制約する条項の削除を求める記述がある。全地教委や教育長協議会もそれぞれ全教委と同様の論理で反対の態度を示した⁶²。また、都市教育長協議会は、これらの法案について、「緊急を要するので本大会の名において自治庁、大蔵各省に要望書を提出する」と決議している⁶³。

さて、教委法の改廃が本格的な政治日程にのぼってきたのは、1956（昭和31）年前後である⁶⁴。政府や文部省では教委制度をめぐる検討が積み重ねられ、改廃をめぐる論議が多方面にわたって展開された。各教委団体はこのような動向を注視しながら、教委制度改廃の反対運動を展開していった。1955（昭和30）年10月17日には、全国レベルの教委団体として新たに「町村教育長協議会」（会長：秋山長作）が誕生し、教委制度改廃の反対運動を展開した⁶⁵。この団体が結成された事情は定かではないが、おそらくは教委の存廃論議が高まるなか、全地教委とは別個に町村教委の教育長団体を結成して（市については、前述のとおり1949年の段階で都市教育長協議会が結成されている）、教委団体の存在感を高めるねらいがあったのではないかと推測される。

1955（昭和30）年11月12日には、与党民主党⁶⁶の文教制度調査特別委員会が市町村教委の廃止（五大市を除く）、都道府県教委の存置、委員の任命制等を打ち出した。この動きに対して全教委と全地教委は反対の態度を鮮明にした。全教委は11月29日の秋季総会で「教育委員会制度についての決議書」を採択し、従来からの要望を改めて表明した⁶⁷。この要望においても「地教委はこれを存続する」と市町村教委を擁護する姿勢が明確にされている⁶⁸。また、全地教委は、1955（昭和30）年12月13日に「いよいよ重大な大詰めの段階に直面するに至った」との認識のもと「全国地方教育委員総決起大会」を開催し、「現行教育委員会制度の改廃に反対する」、「教委の公選制を堅持する」、「教育の中立性を確保する」ことの3点を決議している⁶⁹。けれども、この時点において教委制度の改廃はもはや避けられない情勢となっており、教委団体の要望がそのまま実現する可能性は極めて低かったといえるだろう。

（４）地教行法制定をめぐる動き

1955（昭和30）年11月15日の保守合同を経て、翌1956（昭和31）年1月7日には、自民党文教制度調査特別委員会が教委の改廃問題について同委員会の基本方針を最終決定する。それは、市町村教委の存置、教委の予算原案送付権の廃止、委員任命制の導入を打ち出したものであった。一方、文部省では教委法にかわる新たな法案作りが着々と進められ、3月2日には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律案」（以下、地教行法案）が発表された。この新しい法案が発表された前日に、全教委と全地教委は「教育委員会法改廃反対の共同声明」をまとめている⁷⁰。それまで、教委の設置単位等めぐる対立関係にあった全教委と全地教委は、地教行法案が出された段階で、いわば公式に「共闘関係」⁷¹を作り上げたのである。

そして、3月8日にこの地教行法法案が国会に提出される。13日には全教委が清瀬文相に対して

不信任決議を提出することを決定し、全地教委も19日にこれに同調した⁷²。全教委と全地教委がこのような激しい反対運動を展開する一方、教育長協議会は改正要望を提示するにとどまり、2つの教委団体とは異なる対応をとった。教育長協議会は、3月28日に衆議院文教委員宛に「教育委員会制度改正について〔の〕要望」を提出しているが、その内容は地教行法案そのものに反対するものではなく、教育長の「実務に支障なきを期して」、法案の条項に幾つか修正を加えるという「穏健」なものであった⁷³。ただ、同じ教育長団体でも都市教育長協議会は、地教行法案に全面的に反対する態度を明確にし、また、緑風会所属議員等に働きかけて地教行法案の修正を目指すなど、法案をめぐってかなり積極的な動きをみせている⁷⁴。

また、4月7日から9日にかけて、衆議院文教委員会公聴会が開催され、ここに全教委の松沢一鶴幹事長が公述人として参加した。松沢は、「公選制と教育の中立性の失われ」ることが全教委の「二つの大きな主張」としながら、地教行法案の措置要求規定や教委の予算原案送付権の廃止等について反対の態度を表明している⁷⁵。また、ちょうどこの公聴会が開催されている間の4月9日には、日教組等の教育関係団体が結集して「地方教育行政法案粉碎・教育団体全国総決起大会」が開催されており、ここで、全教委の松沢幹事長と全地教委の平野副会長が主催者代表として挨拶を行い、自らの主張を表明した。全教委と全地教委という二つの圧力団体の「共闘関係」は、ここにおいて日教組も取り込んだより強固な「共闘関係」となったのである⁷⁶。

さて、地教行法案はこのように賛否両論の論議が激しく展開される中、4月20日の衆議院本会議において可決され、参議院に送付された。参議院文教委員会では、5月11及び12日に公聴会が開催され、教委団体関係者としては、全地教委の会長を務めた林知義（横浜市教育委員）が公述を行っている。これまで述べてきたように、全教委も全地教委もこの法案には反対しており、その事実からすれば、林が地教行法案反対の見解をここで表明するのが当然である。ところが、林は次のような見解を表明した⁷⁷。

四面楚歌のうちに、同僚各位の涙ぐましい非常な努力によりまして廃止の運命を免れまして、新法案に合議制の執行機関として存続し得ましたことは、中正な教育維持のため慶賀すべきことと信じ心から喜び、また同僚各位に衷心敬意を表しておる次第でございます。

林が地教行法案を支持した主な理由は、教委制度（林の立場からすれば、市町村教委）が存置されたことを積極的に評価したこと、そして、全地教委と日教組との「共闘関係」に疑念をもったことであった⁷⁸。さらに公選制に対しても疑問を提示し、「この際、間接選挙の精神によりまする任命制は、市長の良識によりまして教育の中立によい結果を生むと考え、この点新法案による方がよいと考えておるのでございます。」と述べて地教行法案への賛意を示している⁷⁹。林は、この発言をおこなった時点で全地教委の会長職を離れている。したがってこれはあくまでも林の個人的な見解であって全地教委の見解ではないが、それまで全地教委の要職にあった者の発言だけに興味を引く。林が全地教委のそれまでの主張と全く異なる公述を行ったことについては、全地教委内部から相当の批判が起きたようである。また、林はこの公述に先だて、文部省の緒方信一初等中等教育局長や文教委員長を歴任した参議院議員の川村松助と接触していることから、政府や文部省から林に対して何らかの働きかけがあったのではないかという疑問ももたれた。しかし林はこの点については明確に否定している⁸⁰。

さて、全教委と全地教委を中心とする教委団体の反対運動の高まりはこの時期に頂点を極めた。

全教委と全地教委は地教行法案が通過した場合に総辞職する意向を示し、5月18日には全教委、全地教委、日教組など30の団体が主催する「新教委法案反対国民大会」が全国各地で開催された⁸¹。そして、6月2日に、参議院で警官隊が出動するという混乱を伴いながら、地教行法案は可決・成立する。同法案は、30日に公布、7月1日に施行され、ここに任命制の教委制度が新たに発足することになった。教委団体のそれまでの活動の積極性にもかかわらず、現行教委制度維持という要望は結局、実現に至らなかったのである。

地教行法成立後、教委団体はこぞって自らの組織の去就を協議し、順次結論を出していった。全教委は、9月13日に定期総会を開催し、同組織を9月末日をもって解散することに決定した⁸²。また、全地教委も、8月24日の臨時総会で9月末日をもって発展的に解散することを決めた。これらの団体は、後に、それぞれ「全国都道府県教育委員長協議会」、「全国市町村教育委員会連合会」という新たな組織に再編されている。一方、教育長協議会と都市教育長協議会という2つの教育長団体は、地教行法制定後も組織を継続させた⁸³。

4. まとめ

これまでみてきたように、教委制度発足以後、地教行法制定に至る過程において教委団体、とりわけ全教委と全地教委という二つの団体は教委制度をめぐるさまざまな活動を繰り広げてきた。その活動は、団体内部での協議、要望書・意見書の取りまとめと世論喚起、政府、文部省、議員等への陳情活動、他団体との連携・共闘による運動の展開など多岐に渡っており、計画的かつ組織的に実施され、文字通り「圧力団体」としての機能を有するものであった。そして、教委団体のこのような活動を促進した契機は大きく二つあった。一つは市町村教委の全面設置、もう一つは地方制度調査会答申以降に本格化した教委制度の改廃動向である。

まず、市町村教委の全面設置をめぐるには、それに賛成する全地教委と反対する全教委が鋭く対立し、双方が積極的に陳情活動等を繰り広げた。全地教委が全面設置に賛成したのは、教育行政の民主化、地方分権を徹底するという観点から市町村教委の育成強化を図るためであり、市町村教委の育成強化を図るという点では、当時の与党自由党と利害を一致させていた。全地教委は自由党を自らの立場を積極的に擁護してくれる存在として、一方、自由党は全地教委を教員組合活動を監視するという自らの政策意図を体現してくれる存在として認識していたといえる。また、全教委が全面設置に反対した理由は、市町村教委の行財政能力・リソースの欠如を憂慮したことに加え、市町村教委の教員の統制・監視機能を警戒したためであった。全教委がこのような理由で反対したのは、その構成メンバーに教員（組合）関係者が多く存在したからだと考えられる。全面設置が実施されたことからすれば、全地教委の活動が結果的には功を奏したことになり、全地教委は自由党を後押しし、全面設置の気運を高めるという点で一定の役割を果たしたといえよう。逆に全教委は積極的な活動をしたにもかかわらず、成果をあげることができなかった。

そして全面設置以降は、教委団体の構想と行動に変化が現れてくる。それは、全面設置が既定事項になったことに加え、地方制度調査会等において教委制度それ自体の存廃が本格的に論議されるようになったからである。全教委は市町村教委の存置を否定するようなそれまでの主張を打ち出さなくなり、市町村教委を擁護する姿勢を取り始める。つまり、全面設置に対する一種の諦めと、地方六団体による教委廃止運動が高揚し教委制度それ自体の存廃問題が活発化してきたことへの危機感から、市町村教委も含めて現行の教委制度（委員公選制や予算原案送付権の堅持）を積極的に擁

護するというスタンスをとるようになったのである。全教委のこの戦略転換は、その後日教組が、教委制度それ自体が改廃されるという危機感から、それまでの市町村教委不設置の主張を改め、市町村教委の存置を打ち出したこととも軌を一にしているといえよう⁸⁴。一方、全面設置をめぐる党（当時、自由党）との親近性を保ってきた全地教委は、与党が市町村教委を積極的に擁護する姿勢をみせなくなったために、次第に与党との距離を広げていった。そして対立関係にあった全教委と全地教委は徐々に連携を深め、現行教委制度の維持を共通目標として「共闘関係」を形成したのである。

しかし、こうした「共闘関係」によって活動が展開されたにもかかわらず、地教行法は成立し、現行教委制度の維持という教委団体の目標は果たされなかった。では、地教行法の成立は教委団体にとってどのような意味をもつのであろうか。教委団体が地教行法案に反対した論理は明確であり⁸⁵、それは自らが要望してきた公選制や予算原案送付権が廃止されることで教委制度本来の理念が形骸化してしまうというものである。したがって、教委団体にとっては、地教行法の成立は自らがこれまで展開した活動が「失敗」に終わったことを意味しており、それゆえに全教委も全地教委も組織を解散するに至った。とりわけ全教委は、全面設置をめぐる党、地教行法案をめぐる党も積極的に反対運動を展開したが成果を得ることはできなかった。けれども、地教行法成立後も教委制度が存続したという事実を目を向けた場合、これらの団体の活動は必ずしも「失敗」ではなく、教委制度自体の存置という所期の要望が実現している点では「成功」しているといえるのではないか。言い換えれば、教委団体が、教委制度が存続したという事実を重視していれば、地教行法案に賛成し得る選択肢もあり得たのである。この点、教委制度の存置を認めなかった地方六団体が公選制と予算原案送付権の廃止という要素が排除されたことで、地教行法案に「妥協」したのとは対照的である⁸⁶。それだけ教委団体にとっては、公選制と予算原案送付権の堅持が重要であったということであり、教委制度自体の存続をなし得ても、従来の制度の存続でなければ意味がなかったということであろう。

最後に今後の課題について述べる。本稿では、全教委と全地教委の動向を検討することに主眼をおいたため、教委団体と他のアクターとの関係については具体的に検討し得なかったが、今後、この点を掘り下げる必要がある。例えば、各政党や日教組、地方六団体との関係⁸⁷、さらには全面設置に至るまでの占領軍（CIE）との関係⁸⁸などを検討し、それらのアクターとの間にいかなる論議や相互交渉が存在したのかを明らかにする必要がある。こうした一連の検討を通じて、教委団体の構想と行動がもつ意味とそれが教委制度再編に果たした役割を具体的に解明することが可能になるう。

* 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

<註>

- 1 例えば、長田三男・尾形利雄『我国における教育委員会制度の研究』（民主主義研究会、1962年）、自治大学校編『戦後自治史』第10巻（1968年）、笹森健『任命制下の市町村教育委員会に関する研究』（酒井書店、1987年）、前田憲「地方教育委員会に関する政治的動向—その1952年～1956年—」（『市立名寄短期大学紀要』第22巻、1990年）など。
- 2 例えば、鈴木英一『教育行政』（東京大学出版会、1970年）、森田道雄「地方自治と教育行政—教育委員会制度を中心に—」（『教育学研究』第44巻第4号、1977年）、平原春好・山住正己「教育政策の反動化と『新教育』批判」（大田堯編著『戦後日本教育史』所収 岩波書店、1978年）など。
- 3 拙稿「地教行法制定過程における地方六団体の動向とその論理—全国町村会を中心に—」（本多正人編著『教育

委員会制度再編の政治と行政』所収、多賀出版、2003年)

- 4 例えば、伊ヶ崎暁生は「圧力団体としては、特に二十九年から、主に地方団体側の地教委あるいは教育委員会制度全体の廃止の運動に対抗して、多くの県協議会と全国協議会は教育委員会制度の育成強化を主張し運動する団体となった」と述べ、教委団体が圧力団体であるとの認識を示している（伊ヶ崎暁生「地方教育委員会のあゆみ」『都市問題』第46巻第5号、1955年、65～66頁）。
- 5 辻中豊は「利益団体」を「政府の決定と執行に関心を持つ活動にたずさわる組織された人々の集合体」と定義し、「圧力という言葉に影響力の行使というふうと考えれば全ての利益団体は圧力団体である」と述べている（辻中豊『利益集団』東京大学出版会、1988年、15～16頁）。本稿では、辻中の定義するような意味で「利益団体」や「圧力団体」を用いる。
- 6 教委団体の動向については前掲の前田論文が比較的多く言及しており、参考になる。ただ前田論文は、市町村教委の改廃をめぐる諸アクターの動向を素描することを目的としており、特に教委団体に焦点が当てられているわけではないため、その構想と行動について十分な検討が加えられているわけではない。
- 7 荻原克男『戦後日本の教育行政構造』（勁草書房、1996年）224～312頁。
- 8 このことに加え、現段階においてこれら以外の教委団体の活動を跡づける資料が乏しい状況にあること指摘しておく。したがって本稿は、この時期の全ての教委団体の動向を網羅しているわけではないことを予め断っておきたい。
- 9 これらの資料は東京大学教育学部教育行政学研究室に保存されていたものである。『教育情報』については、発行されたもの全てが保存されているわけではなく欠号があるため、その所在を確認し、今後、体系的に収集・整備していく必要がある。
- 10 全国地方教育委員会連合会『地方教育委員会の歩み』（1961年）。なお、全地教委が発行した機関誌に「教育文化新聞」があることが判明しているものの（同上書、42頁参照）、現段階ではその所在が不明である。
- 11 『都道府県教育長協議会40周年・全国都道府県教育委員長協議会30周年記念誌』（全国都道府県教育委員会連合会、1989年）15頁。
- 12 「都道府県・市町村教育長および教育委員の団体について」（文部省『教育委員会月報』第3巻第7号、1951年）99頁。なお、同資料は全教委・全地教委の設立年月日などの点でいくつか誤記がみられるので、この団体の設立年月日についても誤っている可能性がある。また、この団体の名称は1952（昭和27）年11月の市町村教委全面設置以降、「全国都市教育長協議会」に変更された（千葉清治「全国都市教育長協議会の歩み」『教育委員会月報』第5巻第8号、1953年、9頁）。
- 13 この団体の略称は「全教委」であるが、後に組織が分裂し、名称を「全国都道府県教育委員会委員協議会」と改めてからも「全教委」の略称を用いているため、分裂前と分裂後の「全教委」を区別するために、この団体の略称については「全教委連」を用いることにした。
- 14 『教育情報』や前掲『地方教育委員会の歩み』等に活動についての記述がある。
- 15 全国地方教育委員会連合会、前掲書、19頁。なお、全教委連発足前の1949（昭和24）年3月18日及び19日には、「全国都道府県教育委員協議会」と称する協議会が開催されている。この協議会の開催は、全国の都道府県教委が結集し、教委財政の問題解決を図っていくという趣旨で、「近畿二府四県教育委員連絡会」が提唱した。（近畿二府四県教育委員連絡会『全国都道府県教育委員協議会会議録 全』昭和24年3月18・19日）。
- 16 教育委員会制度協議会は文部大臣の諮問機関であり、1951（昭和26）年2月28日以来、教育委員会制度について調査審議を行い、同年10月31日に答申を行った。同協議会委員の中には、山崎匡輔（東京都教育委員会委員長）、高木幸太郎（堺市教育委員会委員）、中村新一（神奈川県教育委員会教育長）、小山清連（浦和市教育委員会教育長）の4名の教委団体関係者がいる（文部省調査普及局『教育委員会制度協議会要録』、1952年、16頁を参照のこと）。
- 17 『教育情報』第3号、1951年4月27日、6頁。なお、『教育情報』の発行者は発行時期によって異なる。1951（昭和26）年6月15日以前の場合は全教委連事務局、以後は全教委事務局である。以下、出典の提示にあたっては、煩雑さを避けるため発行者を明記しないがこの点に留意されたい。
- 18 同上、8～9頁。
- 19 全国地方教育委員会連合会、前掲書、22～24頁。
- 20 『教育情報』第11号、1951年6月15日、頁記載なし。
- 21 全国都道府県教育委員会連合会、前掲書、21頁。
- 22 全国地方教育委員会連合会、前掲書及び前掲「都道府県・市町村教育長および教育委員の団体について」等から作成した。
- 23 全教委「定期総会に於ける三党の政見発表記録：題名『教育委員の選任について我党の意見』（1951年11月25日）
- 24 ただ、町村教委の設置については、この当時の全地教委の見解は必ずしも一定していたわけではない。前掲『地方教育委員会の歩み』には次のような記述がある。「始め市は昭和27年11月まで必置、町村は適正な単位で急に設置の線を打ち出してあったが、諸般の情勢から緩和して、町村は昭和29年11月まで設置を延期し、三転し

- て適正単位を一市一群程度と改めることにした。』（全国地方教育委員会連合会、前掲書、26頁）
- 25 同上。
 - 26 市町村教委の設置期限はそれまでにも二度延期されている。その経過については、自治大学校編、前掲書、159～171頁を参照。
 - 27 全国都道府県教育委員会連合会、前掲書、21頁。
 - 28 全教委「教育委員会法の一部改正に関する声明書」（1952年6月18日）
 - 29 『教育情報』第18号、1952年7月11日、2頁。
 - 30 『教育情報』第21号、1952年7月26日、5頁。
 - 31 同上、3～4頁。
 - 32 都道府県及び市町村教委の人的構成については、荻原、前掲書、236～239頁を参照。
 - 33 1948（昭和23）年の第1回の教育委員選挙で選出された市町村教育委員の構成を職業別に見れば、市（五大市を除く）では自家経営が最も多く（21.4%）、次いで会社重役（19.1%）、医師（16.7%）と続く。町では、会社員（26.9%）、自家経営（20.3%）、農業（14.1%）の順、村では農業（69.4%）、会社重役（11.1%）、医師（8.3%）の順であり（二上信爾『教育委員会による地方教育行政』朝日新聞社調査研究室、1950年、118頁）、教員の占める割合は少なかった。
 - 34 全面設置をめぐる日教組の見解については、日本教職員組合編『日教組十年史』（日本教職員組合、1958年）232～236頁を参照。
 - 35 全教委「資料：1.教委法一部改正法案反対理由とこれに対する全教委の見解 2.地方教育委員会に設置されたらどうなるか」（日付記載なし）。なおこの文書には、賛成論と対比する形で、あるいは一問一答形式で全面設置に反対する理由が詳述されている。
 - 36 全国地方教育委員会連合会、前掲書、31頁。
 - 37 同上書、30～31頁。
 - 38 前田、前掲論文、154～158頁及び荻原、前掲書、240頁等を参照。
 - 39 例えば全面設置以後、全地教委は日教組の政治活動への対処方略を示した「当面緊急を要すべき問題」と題する「部外極秘」の文書を作成し、各都道府県教委に送付するなどしている（『教育情報』第77号、1954年、9～13頁）。「教育二法」など政治的中立性の問題をめぐる教委団体の役割については別の機会に詳細に検討したい。
 - 40 当時、自由党議員であった坂田道太の次の述懐は自由党と全教委との親密さを示唆するものとして興味深い。「地方教育委員会制度が全面発足後、地方教委の幹部との付き合いが始まった。地教委の全国副会長に私の郷里、元不知火村長の右山一雄さんがいた。政友会時代から父の仲間だったので意気投合した」（永地正直『文教の旗を掲げて 坂田道太聞書』西日本新聞社、1992年、128頁）
 - 41 全国地方教育委員会連合会、前掲書、35頁。
 - 42 同上書、35～38頁。
 - 43 前田憲、前掲論文、154頁。
 - 44 全国地方教育委員会連合会、前掲書、69頁。
 - 45 同上書、38頁及び70頁。中央教育審議会の経過については、自治大学校編、前掲書、228～232頁参照。なお、同審議会のメンバーは15名（のちに17名）であり、そのほとんどが学識経験者と企業の社長である。教委団体関係者としては全教委の八木沢善次がいる。推測の域を出ないが、同審議会答申が五大市以外の市町村教委の設置について「多少の疑念なしとしない」との見解を示したのは、市町村教委の設置に否定的であった全教委の見解が八木沢を通じて反映されたということであろうか。
 - 46 地方制度調査会における論議については、自治大学校編、同上書、232頁～235頁及び前掲拙稿、147～152頁等を参照のこと。
 - 47 全国地方教育委員会連合会、前掲書、43頁。
 - 48 『教育情報』第54号、1953年9月25日、7頁。
 - 49 『教育情報』第53号、1953年9月15日、3～8頁。
 - 50 『教育情報』第58号、1953年10月10日、1～3頁。
 - 51 全教委「地方制度調査会の答申（教育制度関係）に対する反対意見の要点」（1954年8月1日）頁記載なし。
 - 52 『時事通信 内外教育版』563号、1954年9月14日、7頁。
 - 53 『教育情報』特別号、1955年3月15日、17～18頁。
 - 54 全教委『第13回全教委協議会定期総会議事録』、1954年11月29日、49～59頁。
 - 55 全国地方教育委員会連合会、前掲書、74～79頁。
 - 56 『時事通信・内外教育版』第574号、1954年10月22日、7頁。
 - 57 『時事通信・内外教育版』第638号、1955年6月14日、7頁。
 - 58 同上。
 - 59 これらの法案をめぐる動向については、本多正人「教育委員会の財務権限の変容」（本多、前掲書所収）44～57頁を参照。

- 60 『時事通信・内外教育版』第632号、1955年5月24日、17～18頁。
- 61 全教委『対策資料第5号：教育面より観たる二法案 地方財政再建促進特別措置法案・地方自治法の一部を改正する法律案の問題点』、1955年6月6日、1～3頁。
- 62 『時事通信・内外教育版』第640号、1955年6月21日、5頁、全教委『対策資料第7号：地方自治法の一部を改正する法律案に対する各団体の意向』、1955年7月11日、4～8頁及び全国地方教育委員会連合会、前掲書、54～56頁。
- 63 前掲『時事通信・内外教育版』第638号、8頁。
- 64 荻原、前掲書、235頁。
- 65 『時事通信・内外教育版』第680号、1955年11月11日、20～22頁。なお、同団体はその「規約」において、「最も近き将来において全地教委の中に吸収するよう申し入れをすること」を規定している。
- 66 この時点での与党は日本民主党という少数与党であった。日本民主党は、1954（昭和29）年11月に自由党内の岸派・鳩山派、改進黨、自由党から別れた日本自由党が合流して誕生したもので、1955（昭和30）年2月の選挙で第1党となっている（この経緯については、例えば北岡伸一『自民党』読売新聞社、1995年、30～64頁を参照）。
- 67 前掲『教育情報』特別号、1955年3月15日、17～18頁。
- 68 山本敏夫・伊藤和衛編『新しい教育委員会制度—その批判的解説と資料—』（高陵社書店、1956年）218頁。
- 69 全国地方教育委員会連合会、前掲書、58～59頁。
- 70 全教委・全地教委「教育委員会法改廃反対の共同声明」（『地教行法制定経過に関する行政文書史料』Ⅱ－（1）226、1956年3月1日、国立教育政策研究所所蔵）
- 71 荻原克男、前掲書、235頁。
- 72 『時事通信・内外教育版』第713号、1956年3月16日、6頁及び同第715号、1956年3月23日、6頁。
- 73 『時事通信・内外教育版』第720号、1956年4月10日、19頁。
- 74 『時事通信・内外教育版』第730号、1956年5月18日、17頁及び同第731号、1956年5月22日、15頁。
- 75 『第24国会 衆議院文教委員会公聴会会議録』第1号、1956年4月7日、26頁。
- 76 前掲『日教組十年史』には、この時期の教委団体と日教組との関係を示唆するものとして次のような記述がある。「とくに、全教委・全地教委とは共同して法案撤回の要望書を文部当局に提出、四月七日には地方組織に対し教育委員に辞職戦術をとらすよう指令した。」（日本教職員組合編、前掲書、689頁。）
- 77 『第24国会 参議院文教委員会公聴会会議録』第2号、1956年5月12日、24頁。なお、林は5月17日の参議院文教委員会にも参考人として出席し、5月12日に公述するに至った経緯について発言している（『第24国会 参議院文教委員会会議録』第28号、1956年5月17日を参照）。
- 78 同上、23～29頁。
- 79 前掲『第24国会 参議院文教委員会公聴会会議録』第2号、24頁。
- 80 5月17日の参議院文教委員会での各委員の質問とそれに対する林の見解を参照のこと（前掲『第24国会 参議院文教委員会会議録』第28号、1～9頁）。
- 81 『時事通信・内外教育版』第731号、1956年5月22日、13頁。
- 82 『時事通信・内外教育版』第765号、1956年9月18日、8頁。
- 83 教委団体の組織変容の詳細については、荻原、前掲書、241～245頁を参照。
- 84 日教組は、当初の市町村教委設置に否定的であったが、その後見解を180度転換し、市町村教委擁護の姿勢をとった。この点については、日本教職員組合、前掲書、686頁等を参照のこと。
- 85 ただし本論で述べるように、教育長協議会だけは他の教委団体とは異なり、地教行法の反対運動を展開していない。その理由は現段階では不明である。この点についての検討は他日を期したい。
- 86 この点については、前掲拙稿を参照のこと。
- 87 例えば、本文中の表にも示されているように、1954（昭和29）年12月3日には全地教委会長が全国市長会事務局長と会談を行っている。また、1955（昭和30）年4月5日に全地教委と町村会との間で初会談があり、物別れに終わったという内容の記事が存在するなど（『時事通信・内外教育版』625号、1955年4月26日、5頁）、相互交渉があった形跡は認められる。ただ、地方六団体との関係についての詳細は現段階においては不明である。
- 88 前掲『地方教育委員会のあゆみ』には、全地教委のメンバーが1951（昭和26年）11月13日にCIEを訪問した記述がある（全国地方教育委員会連合会、前掲書、28頁）。